

## 障害者の地域自立生活を支える介助者の要件について

○ 淑徳大学 山下 幸子 (4434)

キーワード：介助、資格、ホームヘルプサービス

### 1. 研究目的

重い障害のある人の自立生活において特に重要な事項の一つが、介助者の確保と、介助内容や介助者との関係性の充実である。自立生活の思想に照らし、介助者は（支援が必要な人には支援付きで）障害者本人が選び、自らの生活に合った介助内容を介助者に伝え教育するといった、介助における障害者本人の主体性が重視されてきた。

こうした実践はパーソナルアシスタンスと呼ばれる。2006年に国連で採択された障害者権利条約において明文化されている概念でもある。障害者が主体となり個別性に即した介助の遂行を考えるにあたり、そこで十分な検討が必要になるのが介護／介助における資格制度の検討だろう。実際に介助に従事する要件として課される資格については、障害当事者からの異論も多く出ている。資格取得が質の担保になりえるとは言い難いのだが、介護制度上はそれが従事する要件になっていることへの矛盾が指摘される。

しかし、社会福祉、その中でも介護の仕事が「専門職」にふさわしい仕事であろうとするのは社会福祉実践および社会福祉学において大きな課題と認識されてきたことであった。それゆえ介護福祉士資格の整備や在宅介護を支える訪問介護員の研修内容の検討は、社会福祉における重要課題となってきた。介護／介助者として従事するための要件に係る制度には複数の意味が込められており、その内容の精査を通して障害者の自立生活支援における介助者の要件について考えることが必要ではないか。

以上のような問題意識を元に、介護資格制度がいかなる理由や動向から求められ、評価され、またどのような点から批判されていくのか、現在に至る在宅介護制度（特にホームヘルプサービス）過程と当時の状況の変遷を通して検証することを研究目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

障害者福祉の在宅介護サービスは障害福祉に独自なものもあるが、主な介護サービス制度の成りたちについては、高齢者福祉制度の影響を強く受けてきた。本発表では介護サービスのうち、特にホームヘルプサービス、及び障害当事者運動の成果でもあるかつての全身性障害者介護人派遣事業等に見る自薦ヘルパー制度の変遷について確認し、制度設計において介助者（ヘルパー）の要件や介護資格制度の意義と課題について、どのような認識がもたれ、議論がなされてきたのかをみる。方法として、行政資料や在宅介護に関する研究論文、障害当事者団体の手記等を用いた文献研究を行う。

### 3. 倫理的配慮

文献に基づく研究を行うにあたっての引用等の扱いについて、日本社会福祉学会の研究倫理指針及び日本社会福祉学会投稿要領を遵守する。

### 4. 研究結果

ホームヘルプ従事の要件と認定研修に係る制度の変遷を確認し、介護資格には次のような意味が含まれていると言える。第一に「介護の質の担保」としての意味である。特に1980年代以降の福祉サービス利用者の拡大を背景に、多様なニーズを満たすためにホームヘルパーには事前の講習受講が必要だとされた。それはサービス供給主体及びヘルパーの勤務形態の多様化への対応とも関係する。第二に「介護職の社会的評価の向上」としての意味である。介護労働はその制度の成立時より、業務の実態に反して「日常的なことゆえ誰にでもできる」との評価が根強く、ゆえに一層の「専門性」を立ち上げようとする努力が重ねられてきた。資格体系の整備により、介護という仕事に専門性をもたせるとともに、そうした専門性を有する仕事であるとの社会的評価を広めようとする意図があり、そこには待遇改善への期待もあった。第三に「人材評価の指標・キャリアパスのツール」である。近年の介護職の離職率の高さを背景に介護職のキャリアパスが提示されており、そこでは介護福祉士を中核に、段階的な介護職の資格要件が体系化されている。

一方、障害当事者運動により求められてきた自薦ヘルパー制では、上記のような介護資格を重要視してはいない。それは実際に介助を活用するにあたり、事前の学びよりもOJTの実施を重視するほうがより現実的であるからだ。加えて、障害者と介助者との間の関係性について、双方が介助のあり方を考えることが重要だともされた。資格や研修受講によって「平準化された介護」を目指す方向とは別の志向をとることがわかる。

### 5. 考察

介護資格には複数の異なる意味が分かち難く結びついていることを確認した。うち、介護資格がもつ「質の担保」という点について、それは資格所持でははかれないという認識が障害当事者から提起された。しかし介護資格には「社会的評価を高める」意味も含まれる。現在、長時間介助を要する肢体不自由者を対象にした重度訪問介護の従事に必要な研修は20時間以上であり、他の介護資格に比べ時間数が短い。これはこの後のOJT研修重視という意図があつてのことで、「簡単な要件＝簡単な仕事」ではない。障害当事者運動も介助を社会的評価の低い仕事のままであることを容認できない。資格に込められた意味を認めつつ、しかしまた別のあり方を求めるにあたって、いかにして実際の介助内容を評価し、それを政策に反映させていくかが問われる。